

2016年5月11日

岡山県知事 伊原木隆太 様

日本共産党岡山県委員会 委員長 石井ひとみ
日本共産党岡山県議会議員団 団長 森脇 久紀
日本共産党倉敷市議団 団長 末田 正彦
日本共産党総社市議団 団長 西森 頼夫

三菱自動車燃費不正事件において、三菱の責任を問い、解決を求める申し入れ

三菱自動車による燃費不正事件が発覚し、主力工場の水島製作所(倉敷市水島海岸通)では販売停止の軽自動車の生産ラインがストップしています。下請け企業(15社)の多くが工場停止、9社が従業員の自宅待機、三菱自社工員3,577人、構内協力会社の従業員1,118人、主な取引企業34社で9,445人もが不安を募らせています。さらに、スタッフ派遣会社10社も派遣停止をしており、二次下請け企業等は体力がなくたちまち営業の危機に陥り先が見えず融資も受けづらいと苦悩している実態があります。

岡山県内の雇用と地域経済に深刻な影響を与えている今回の事件は、三菱自動車本社の不正(燃費偽装)によるものであり、その責任は三菱自動車にあることは明らかです。三菱自動車は、国、県、市の優遇税制を受けた大企業であり、社会的な責任はきわめて大きく、今回の不正は国民に対する裏切りであって許されるものではありません。

県におかれましても、三菱自動車に対し、今回の不正の真相解明と体質改善、再発防止を強く求めるとともに、三菱自動車の責任(下請け企業や労働者にしわ寄せすることは許されない)で解決するよう求めていただきたく、以下申し入れするものです。

要望事項

- 1、三菱自動車本社の不正行為を厳しく問責し、三菱の責任で解決を求める。
 - ① すべての下請け企業の損失に対し、損害補償させること。
 - ② 現在発注済みの部品の支払いは直ちに行わせること。
 - ③ 自社で働くすべての従業員はもちろん、すべての下請け企業の労働者の雇用を守るため、休業分も給与を補償させること。
- 2、「先行きが見えない」ために、下請け企業と労働者が不安を募らせている。国に対し、早急に今後の見通しを明らかにするよう求めること。
- 3、県としても、下請け企業、特に二次、三次下請けまで含めて直接実態調査を行い、その内容を関係機関、三菱本社に伝え、深刻な状況になっていることを自覚させること。
- 4、雇用維持のため雇用調整助成金を充てる場合には、必要経費を三菱自動車に請求するよう国に求めること。
- 5、下請け企業の新しい仕事の確保、転職を希望する労働者への支援に、関係機関とも連携し、全力をあげること。

以上

三菱自動車の責任で解決を求める理由

三菱自動車の燃費偽装が雇用や地域経済に深刻な影響を及ぼしています。

しかし、三菱自動車の責任について一言も追及がないまま、県や市が支援にのりだすことは、「不正を起こした三菱自動車を税金で救済するのか」と言われてもしかたないのではないのでしょうか。

県は、三菱自動車に対し、関係するすべての労働者や取引ある企業に早急に損害補償をおこなうよう求めるべきです。その主な理由は以下の通りです。

(1) 原因は燃費の偽装で、三菱自動車の責任が明確だからです。

名だたる大企業が、これまでもいろいろと税金を優遇してもらい、不正の際には救済までしてもらえる——このようなことで企業への信頼をとりもどすことができるのでしょうか。どのような問題を起こした場合でも、なぜそのような問題を起こしたのか、原因と責任を自らが明らかにし、その補償を償うことが再生への第一歩だと思います。

(2) 三菱自動車に損害補償をできる体力があります。

三菱自動車工業の経営企画・財務担当常務は、決算発表会見（4月27日）で、財務状況について「体質は非常に強いと思っています」と述べています。報道によると、16年3月末時点で、自己資本比率が48%（前年同期41.6%）となり、手元資金（現預金）も4,600億円強（同3,955億円）、常務は「この2、3年で財務の健全性は大幅に強化されている」と語ったとのことで、「不正で発生する補償には相当耐えられる」とされています。

(3) 融資を受けて苦しむのは借金する下請け中小企業です。

いつ仕事が戻るのか、現時点ではまったく先が見えません。操業が再開しても、今までと同程度の収益が得られる保証もありません。返済計画が立たないなか、融資を受けることができるのでしょうか。借りることができたとしても、返済できる見通しが立つのでしょうか。融資によって一時的にはしのげたとしても、借金の返済で、結局下請け企業等が苦しめられることになります。

(4) 従業員の賃下げは筋違いです。

三菱自動車は、自宅待機させている従業員の給与を削減したいとの意向を労働組合に示しました。何の責任もない従業員に、給与削減をおこなうことは絶対に許せません。

(5) 労働者の雇用維持、地域経済のためにも十分な損害補償を。

操業が停止している期間の三菱自動車の労働者の給与は、雇用形態を問わず、全額三菱自動車が支払えば何も問題は生じません。当然そうするべきです。転職を希望する人には、給与補償してもらいながら落ち着いて新しい職を探すこともできるようにもするべきです。

関係する下請け企業等に対しても、これまでの取引実績に応じた補償をただちにおこなう

べきです。そもそも雇用調整助成金制度は、景気悪化によって操業ができない事態を雇用保険で救済する制度です。原資は、労働者や企業が払った掛け金と税金です。三菱の不正の救済に使うというのは道理がありません。しかもこの制度は、3か月間平均の売り上げが大きく減少していること条件で、支給されても3ヶ月以上後です。条件緩和のためには国会の審議等一定の手続きも必要でしょう。その間、中小企業も労働者も、無収入でがまんを強いられることとなります。耐えられないところもでてくるのではないのでしょうか。「その間は融資で」というのは(3)に述べたとおり、負担を下請け企業等に転嫁するものです。

(6) 県やハローワークは新たな仕事への支援にこそ力を入れてほしいものです。

今、県などは何か支援策はないかと躍起になっています。ことは不正なのにです。三菱自動車に確実に、早急に補償をおこなわせることによって、県や関係機関は地域の企業や労働者に寄り添った本当の支援ができると思います。たとえば、地域の中小企業には新たな仕事づくりの支援を、転職を希望する労働者には新しい雇用をつくる支援などです。このようなところにこそもっと力を入れる必要があるのではないのでしょうか。

以上の点から、三菱自動車は生じている損害の補償を、車の利用者はもちろん、すべての労働者、関係する企業に対し、ただちにおこなうべきです。県や市は、そのことを三菱自動車に強く求めるべきです。